

週休 2 日の積算方法について
(「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」の場合)

○労務費

- ・ 労務単価（夜間、時間外等の補正後）【円未満切捨】
＝ 労務単価 × 夜間及び時間外等による補正係数
- ・ 労務単価（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】
＝ 労務単価（夜間、時間外等の補正後） × 週休 2 日補正係数

○共通仮設費率

- ・ 共通仮設費率（補正前）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
$$K_r = A \cdot P^b$$

K_r : 共通仮設費率 (%)
 P : 共通仮設費対象額 A 、 b : 工種毎に決まる係数
- ・ 共通仮設費率（施工地域補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 共通仮設費率（補正前） × 施工地域補正係数
- ・ 共通仮設費率（週休 2 日の補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 共通仮設費率（施工地域補正後） × 週休 2 日補正係数

○現場管理費率

- ・ 現場管理費率（補正前）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
$$J_o = A \cdot N_p^b$$

J_o : 現場管理費率 (%)
 N_p : 対象純工事費 A 、 b : 工種毎に決まる係数
- ・ 現場管理費率（施工地域等補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 現場管理費率（補正前） × 施工地域補正係数 + 補正值
- ・ 現場管理費率（週休 2 日の補正後）【小数第 3 位四捨五入 2 位止め】
＝ 現場管理費率（施工地域等補正後） × 週休 2 日補正係数

○市場単価・標準単価

- ・ 市場単価・標準単価（週休 2 日の補正後）【円未満切捨】
＝ 市場単価・標準単価（基準額） × 週休 2 日補正係数
- ・ 市場単価・標準単価（施工規模等の補正後）【円未満切捨】
＝ 市場単価・標準単価（週休 2 日の補正後） × 施工規模等の補正係数

※市場単価・標準単価は、週休 2 日の補正【円未満切捨】→施工規模等の補正【円未満切捨】の順に補正する。

(令和 7 年 7 月 1 日単価適用日以降)

週休 2 日工事の補正係数について

(「土木工事標準積算基準」「機械設備積算基準」の場合)

○ 労務費・共通仮設費率・現場管理費率の補正係数

	労務費	共通仮設費率	現場管理費率
月単位	1.02	1.01	1.02
完 全	1.02	1.02	1.03

※ 労務費は、「公共工事設計労務単価」を対象とする。

※ 工場製作など製作原価にかかる部分については、対象外とする。

※ 「完全週休 2 日（土日）」を「完全」と省略する。

○ 市場単価・標準単価の補正係数

- ・「土木工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	月単位	完全
鉄筋工		1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01

※ 簡易吹付法砕工（物価資料掲載以外の市場単価）については、吹付砕工を準用

- ・「土木工事標準単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	区分	月単位	完全
区画線工		1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01
ノンコーキング式 コンクリートひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管 (ハウエル管) 設置工		1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02

- ・「港湾工事市場単価」⇒工種ごとに以下の補正係数を適用

名称	月単位	完全
底面工	1.01	1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00	1.00
支保工	1.02	1.02
足場工	1.01	1.01
鉄筋工	1.02	1.02
吊鉄筋工	1.02	1.02
型枠工	1.02	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02	1.02
止水板工	1.02	1.02
上蓋工	1.02	1.02
伸縮目地工	1.01	1.01
係船柱取付	1.02	1.02
防舷材取付	1.02	1.02
車止・縁金物取付	1.02	1.02
係船柱撤去	1.02	1.02
防舷材撤去	1.02	1.02
車止撤去	1.02	1.02
電気防食取付	1.02	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01	1.01
ペトロラタム被覆	1.02	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02	1.02
かき落とし工	1.02	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01	1.01
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02	1.02

○ その他

- ・積算基準が異なる工種区分を有する工事は、主たる工種における補正係数を適用します。
- ・主たる工種が、「港湾請負工事積算基準」「漁港漁場関係工事積算基準」「土地改良工事積算基準（土木工事）及び（施設機械）」、「治山林道必携」による場合においては、別途公表しております各基準に応じた「週休2工事の補正係数について」を参照してください。